

防災

水害対策について

Q 10月1日の台風21号は、全町的に多大な被害をもたらした。特に芦之

湯地区は山崩れによる被害が大きくなり、町として治山治水事業の充実をどう考えるか。

また、被災者は灾害救助法等の適用をされず、個人補償制度を国県へ働きかけるべきである。

次に、災害時の警戒体制や救援体制はどのように伺う。

A 8年度、全国一齊に土砂災害危険箇所の調査が実施され、本町管内では県と町が行い、土石流危険渓流66箇所、地滑り危険箇所2箇所、簡易傾斜地、崩壊危険箇所10箇所が対象となっている。

そのうち地滑り危険箇所については、県砂防整備計画の第4期計画として須沢が平成6年度から、また早雲山大浦

沢は既に工事着手している。このほかの危険箇所についても災害に備え随時整備が行われている。

本町は山岳地帯という地勢条件から自然災害時には孤立化が懸念されているので、治山治水事業をさらに促進する必要があり、今後も国県に対し整備を進めるよう要望していきたい。

個人補償については、現時点においてできる限りの救済をしていている。

法的な救援を受けられない個人補償については、現時点においてできる限りの救済をしていている。

個人補償については、現時点においてできる限りの救済をしていている。

税務

新税導入計画をただす

Q 新税に対する考え方について、次の2点を伺う。

1 近い将来、新税導入計画はあるか

2 3号公共下水道を実施するため、新たに都市計画税を町民に求めるか

1点目について、市町村税研究会で共同研究を進めているが、現時点では未定である。

A 1点目について、市町村税研究会で共同研究を進めているが、現

町の将来を見据えた中で必要なことが生じた時に願いできるようしっかりと研究をしてみた

は、ほぼできていると思われるが、3号公共下水道の見通しが立つていなかつたため、全町的な立場で判断し見送ってきた。

下水道事業には、一般会計から平成14年度でも7億50万円を繰出し、また、ごみ焼却施設については維持費だけで年間1億円ほどの経費を必要としている。

これら都市計画施設整備にかかる費用は町財政の大きな支出となっている。

自然と文化を主体とした国

際観光地として発展してきた当町にとって、都市基盤の整備は欠くことのできない重要な課題であろうと考えている。

したがってこれらの整備や維持管理を考えた場合、そこには財源確保も当然考えなければならないと思ってい

る。都市計画税をいつから課税するかは今後検討していくことになるが、住民の皆さんに十分理解していただけるよう研究を進めて行きたいと考え

町としてもこれ以上の補償はできないものと考えるが、居の提供をはじめ、建物内土砂を取り除くための専門業者、

また、防疫及び保健衛生面からも消毒液散布や緊急生活物資の支援をするなど要望等に対し、できる限りの対応を図った。

また、台風の応急復旧を緊急に行い、いたずらにしても今回の台風



宮城野浄水せん